平成24年度から適用される住民税(特別区民税・都民税)の主な改正点

扶養控除の対象年齢範囲の縮小

年齢16歳未満の扶養親族（以下「年少扶養親族」といいます。）に対する扶養控除が廃止され、扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族(控除対象扶養親族)となりました。

また、あわせて、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。これに伴い、従前の年齢16歳以上19歳未満の方に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）は廃止され、扶養控除額が33万円となりました。

■ 扶養控除の改正概要

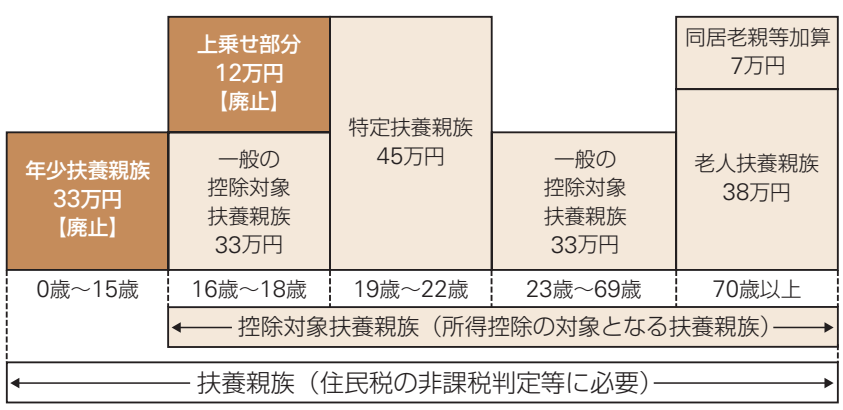

注 年齢は平成23年12月31日現在です。

同居特別障害者加算の特例措置の変更

年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合に加算される同居特別障害者加算の額（23万円）は、これまでの配偶者控除または扶養控除の額に加算する方式に代えて、特別障害者に対する障害者控除の額に加算する方式に変更されました。

なお、同居特別障害者加算の額（23万円）に変更はありません。

■ 同居特別障害者加算の改正概要

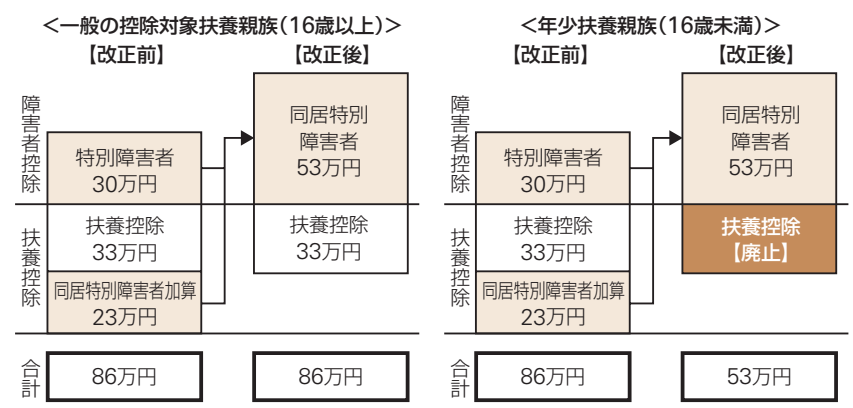

寄附金税額控除の拡充

寄附金税額控除の適用下限額が5000円から2000円に引き下げられ、より少額の寄附でも税額控除の対象になりました。

東日本大震災の被災者等に対する特例措置の創設

東日本大震災による住宅や家財等に係る損失の雑損控除については、繰越期間が従来の3年から5年に延長されました。

また、事業所得者等が、東日本大震災により生じた純損失および平成23年中に生じた純損失の金額等の控除も、繰越期間が3年から5年に延長されました。

なお、確定申告期間（平成24年2月16日～3月15日）は、窓口が大変混雑しますので、お早めに管轄の税務署へお問い合わせください。

中学生の「税についての作文」受賞者

本所・向島納税貯蓄組合連合会では、区内中学校の生徒を対象に、「税についての作文」を募集しました。審査の結果、次の方々が受賞されました。

■本所納税貯蓄組合連合会(敬称略)

【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】
吉野 まどか、川口琴葉（両国中）、金子 愛（都両国高附属中）

【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】
青山真子（都両国高附属中）

【本所税務署長賞】
竹内 信之輔（錦糸中）、神田都羽（都両国高附属中）

【東京都墨田都税事務所長賞】
浅倉有華（都両国高附属中）

【墨田区長賞】
保坂美帆（錦糸中）

【本所納税貯蓄組合連合会会長賞】
壽賀琢麻（安田学園中）

【東京税理士会本所支部長賞】
梅沢優希（両国中）

【本所納税貯蓄組合連合会優秀賞】
大野俊治、鈴木寛代、広瀬 な な美、角 祐平、伊藤智美(墨田中)、遠山幸世、若林真奈、高野裕太、茂木玲奈（本所中）、清水朱子、髙村穂香、江黒吉春（両国中）、増永 萌萌歌、西村和叶（竪川中）、伊藤康紀、増田凪紗(錦糸中)、小林大悟(都両国高附属中)、高橋俊一、伊藤奈月、穴澤未来、河野萌花（日大一中）

■向島納税貯蓄組合連合会(敬称略)

【東京都主税局長賞】
浅井 健太朗（吾嬬第二中）

【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】
太田有紗（向島中）

【向島納税貯蓄組合連合会会長賞】
増田恵美（吾嬬第一中）、浅井 健太朗（吾嬬第二中）、太田有紗、洪 敏莎（向島中）

【向島税務署長賞】
加藤 真喜子（吾嬬第二中）、利根川 美百（寺島中）

【東京都墨田都税事務所長賞】
髙橋奈々（吾嬬第一中）

【墨田区長賞】
村杉 はるか（向島中）

【東京税理士会向島支部長賞】
上條 聖莉奈（吾嬬第一中）

【向島納税貯蓄組合連合会優秀賞】
鈴木麻央、水野 由希菜(吾嬬第二中)、小林純也、森谷 明香里（寺島中）、鳥海銀河、半澤紗衣（向島中）、佐藤 龍之介、布施 勇（鐘淵中）、植村美鈴、松本尚也（立花中）、内田早紀（文花中）

中学生の「税についての作文」表彰式の様子

税についての問合せ先

■区税（特別区民税・都民税、住民税の住宅ローン控除、軽自動車税など）

区民部税務課(区役所2階)

▶申告、課税額、住民税の住宅ローン控除等　☎5608－6135（課税係）
▶納税相談　☎5608－6142（納税係）
▶口座振替(自動払込)　☎5608－6133（税務係）
▶課税(非課税)証明書・納税証明書　☎5608－6008（税務係）
▶軽自動車税　☎5608－6134（税務係）

■国税（所得税の確定申告、e-Taxの利用方法、所得税の住宅ローン控除、贈与税、消費税など）

▶本所税務署(業平1－7－2)　☎3623－5171
▶向島税務署(東向島2－7－14)　☎3614－5231

＊国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からは、確定申告書の作成・印刷や、e-Taxを利用して直接、電子申告をすることもできます。

■都税（固定資産税、個人事業税など）

▶墨田都税事務所(業平1－7－4)　☎3625－5061

＊個人事業税、法人事業税・都民税および地方法人特別税などについては、台東都税事務所(台東区雷門1－6－1)☎3841－1271にお問い合わせください。

☎＝電話　℻＝ファクス　✉＝Eメール　＝ホームページアドレス